

消費税の納付は期限内に！

消費者のみなさん一人ひとりが負担している消費税。
事業者のみなさんが期限内に納めるためには…

その1 納税資金の積立て

いざ納付というときに資金不足とならないように、計画的な納税資金の積立てをするなど、事前のご準備をお願いします。

その2 振替納税

個人事業者の方は、税務署や金融機関に行かなくても納税できる安全・便利な振替納税をご利用ください。
※ご利用に当たっては、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出が必要です（国税庁ホームページからダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。）

納付が期限に遅れた場合、あるいは残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

事業者の方へ

消費税法改正等のお知らせ

消費税（地方消費税を含む。）の税率が平成26年4月1日から8%^(※)になります。

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには…

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

総額表示義務の特例が設けられています。

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

【税務署からのお知らせ】

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください！

■ 国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

※ 不審な電話があった場合には、即答を避け、①相手の所属部署、②氏名、③電話番号を確認した上で一旦電話を切り、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 相馬税務署 総務課 代表 0244-36-3111

平成23年1月から
平成24年12月まで
加入された仲間たち。

新入会員紹介

相馬支部 勇建設(株)

新地支部 (株)アトラス

鹿島支部 (株)山口特殊工業

原町支部 (株)相馬石材センター
(有)森智徳瓦店
(株)feel
相馬建設(株)

小高支部 (有)マツモトオート

浪江支部 (有)双栄興業

大熊支部 双葉設備工業(株)
(株)ビクトリー

富岡支部 (株)北海(檜葉町)

